

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公開番号】特開2014-162122(P2014-162122A)

【公開日】平成26年9月8日(2014.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-048

【出願番号】特願2013-35514(P2013-35514)

【国際特許分類】

B 4 1 J 11/42 (2006.01)

B 4 1 J 11/26 (2006.01)

B 4 1 J 15/04 (2006.01)

B 6 5 H 20/20 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/42

B 4 1 J 11/26

B 4 1 J 15/04

B 6 5 H 20/20 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月8日(2016.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷ヘッドを備えた印刷部と、

紙送りローラーを備え、印刷対象の連続用紙を搬送する搬送部と、

を有し、

前記印刷部は、前記連続用紙の1頁分の用紙部分を、前記連続用紙の長さ方向において、写真を印刷する第1印刷領域、および、テキストを印刷する第2印刷領域に分けて印刷し、

前記搬送部は、前記連続用紙を待機位置に位置させる場合、前記第2印刷領域に前記紙送りローラーを停止させることを特徴とするプリンター。

【請求項2】

前記待機位置は、前記連続用紙の先頭、あるいは、印刷後の前記連続用紙における最後の印刷頁の後端が、予め定めた用紙切断位置に搬送された位置である請求項1に記載のプリンター。

【請求項3】

前記第1印刷領域に対して、前記連続用紙の搬送方向の後側に、前記第2印刷領域が連続しており、

前記連続用紙の1頁分の用紙長さをLとし、

前記連続用紙の1頁分の用紙部分において、その後端から当該用紙部分の前記第1、第2印刷領域の境界までの長さをA、前記後端から前記第2印刷領域の後端までの長さをBとし、

前記用紙切断位置から前記紙送りローラーまでの間の前記連続用紙の搬送路長をXとすると、

$$(n \times L) - A < X < (n \times L) - B$$

但し、n：正の整数
である請求項2に記載のプリンター。

【請求項4】

前記第2印刷領域は、写真の属性情報を印刷するテキスト印刷領域である請求項1ないし3のうちのいずれか一つの項に記載のプリンター。

【請求項5】

前記印刷ヘッドの印刷素子列は、前記搬送部による前記連続用紙の搬送方向に所定の長さを有し、

前記第2印刷領域の前記搬送方向の長さは、前記印刷素子列の前記搬送方向の長さよりも短い請求項1ないし4のうちのいずれか一つの項に記載のプリンター。

【請求項6】

前記連続用紙は、長尺状の台紙、および、当該台紙の表面に一定の間隔で貼り付けられている写真用紙を備えたラベル用紙であり、

前記写真用紙の表面上に、前記連続用紙の長さ方向に沿って、前記第1印刷領域および前記第2印刷領域が形成される請求項1ないし5のうちのいずれか一つの項に記載のプリンター。

【請求項7】

前記連続用紙は、1頁分の用紙部分の間を仕切るミシン目、および、用紙幅方向の両端縁に沿って用紙長さ方向に一定のピッチで形成された係合穴を備えたファンフォールド用紙である請求項6に記載のプリンター。

【請求項8】

前記搬送部は、前記ファンフォールド用紙の前記係合穴に係合して、当該ファンフォールド用紙を前記給紙ローラーに向けて搬送するトラクターユニットを備えており、

前記搬送部は、前記連続用紙を、前記ファンフォールド用紙の先頭が、前記給紙ローラーと前記トラクターユニットの間まで後退した位置に待機させることができある請求項7に記載のプリンター。

【請求項9】

前記搬送部は、前記連続用紙の搬送方向における前記第1印刷領域および前記第2印刷領域の各長さと、前記連続用紙の搬送位置の検出情報とに基づき、前記待機位置において前記紙送りローラーが前記第2印刷領域に停止するように、前記待機位置を設定可能である請求項1に記載のプリンター。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記の課題を解決するために、本発明のプリンターは、
印刷ヘッドを備えた印刷部と、
紙送りローラーを備え、印刷対象の連続用紙を搬送する搬送部と、
を有し、

前記印刷部は、前記連続用紙の1頁分の用紙部分を、前記連続用紙の長さ方向において、写真を印刷する第1印刷領域、および、テキストを印刷する第2印刷領域に分けて印刷し、

前記搬送部は、前記連続用紙を待機位置に位置させる場合、前記第2印刷領域に前記紙送りローラーを停止させることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0021】**

次に、本発明において、前記搬送部は、前記連続用紙の搬送方向における前記第1印刷領域および前記第2印刷領域の各長さと、前記連続用紙の搬送位置の検出情報に基づき、前記待機位置において前記紙送りローラーが前記第2印刷領域に停止するように、前記待機位置を設定できる事が望ましい。